

計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、常松1丁目2-1生産緑地地区ほか12地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
常松1丁目2-1生産緑地地区	約0.14ha	約0.03haの減
常松1丁目5-1生産緑地地区	約0.12ha	約0.02haの減
武庫之荘8丁目6生産緑地地区	約0.30ha	約0.07haの減
武庫之荘7丁目16生産緑地地区	約0.26ha	約0.03haの減
武庫之荘本町2丁目1生産緑地地区	約0.06ha	約0.06haの減
武庫町1丁目5生産緑地地区	約0.07ha	約0.04haの減
武庫町1丁目6生産緑地地区	約0.07ha	約0.12haの減
南武庫之荘4丁目1生産緑地地区	約0.05ha	約0.11haの減
食満2丁目6生産緑地地区	約0.23ha	約0.11haの減
田能3丁目14生産緑地地区	約0.12ha	約0.08haの減
田能6丁目14生産緑地地区	約0.21ha	約0.10haの減
田能6丁目16生産緑地地区	約0.17ha	約0.08haの減
田能6丁目2生産緑地地区	約0.53ha	約0.34haの減

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地に武庫町1丁目6-1生産緑地地区ほか2地区を追加する。

名 称	面 積	備 考
武庫町1丁目6-1生産緑地地区	約0.08ha	分断による追加
田能6丁目2-1生産緑地地区	約0.07ha	分断による追加
田能6丁目2-2生産緑地地区	約0.05ha	分断による追加

- 3 都市計画生産緑地の常吉1丁目3-1生産緑地地区ほか3地区を廃止する。

名 称
常吉1丁目3-1生産緑地地区
武庫之荘6丁目7生産緑地地区
稲葉荘1丁目4生産緑地地区
南塚口町7丁目1生産緑地地区

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由 書

生産緑地法第 10 条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第 14 条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。

また、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき、公共施設等の設置通知があった生産緑地地区の変更を行うもの。

(参 考)

□ 今回変更地区の変更前後対照表

No	生産緑地地区の名称	変更内容	現在面積 ha (㎡)	増減 ha (㎡)	変更後面積 ha (㎡)	発生理由
1	常松1丁目2-1	面積の減	約0.17 (1,677)	△約0.03 (△295)	約0.14 (1,382)	死亡
2	常松1丁目5-1	面積の減	約0.14 (1,370)	△約0.02 (△167)	約0.12 (1,203)	死亡
3	常吉1丁目3-1	地区の廃止	約0.07 (704)	△約0.07 (△704)	0	死亡
4	武庫之荘8丁目6	面積の減	約0.37 (3,727)	△約0.07 (△681)	約0.30 (3,046)	死亡
5	武庫之荘6丁目7	地区の廃止	約0.12 (1,226)	△約0.12 (△1,226)	0	死亡
6	武庫之荘7丁目16	面積の減	約0.29 (2,904)	△約0.03 (△258)	約0.26 (2,646)	死亡
7	武庫之荘本町2丁目1	面積の減	約0.12 (1,186)	△約0.06 (△613)	約0.06 (573)	公共施設等 の設置
8	武庫町1丁目5	面積の減	約0.11 (1,123)	△約0.04 (△371)	約0.07 (752)	死亡
9	武庫町1丁目6	面積の減	約0.19 (1,872)	△約0.12 (△1,139)	約0.07 (733)	死亡・分断 武庫町1丁目6-1 を追加
10	武庫町1丁目6-1	地区の追加	0	約0.08 (787)	約0.08 (787)	武庫町1丁目6よ り分断による追加
11	南武庫之荘4丁目1	面積の減	約0.16 (1,645)	△約0.11 (△1,143)	約0.05 (502)	死亡
12	稲葉荘1丁目4	地区の廃止	約0.05 (527)	△約0.05 (△527)	0	死亡
13	南塚口町7丁目1	地区の廃止	約0.09 (931)	△約0.09 (△931)	0	死亡
14	食満2丁目6	面積の減	約0.34 (3,369)	△約0.11 (△1,084)	約0.23 (2,285)	死亡
15	田能3丁目14	面積の減	約0.20 (2,046)	△約0.08 (△880)	約0.12 (1,166)	死亡
16	田能6丁目14	面積の減	約0.31 (3,063)	△約0.10 (△981)	約0.21 (2,082)	死亡
17	田能6丁目16	面積の減	約0.25 (2,467)	△約0.08 (△789)	約0.17 (1,678)	死亡・ 一部道連れ
18	田能6丁目2	面積の減	約0.87 (8,715)	△約0.34 (△3,443)	約0.53 (5,272)	死亡・分断 田能6丁目 2-1,2-2を追加
19	田能6丁目2-1	地区の追加	0	約0.07 (671)	約0.07 (671)	田能6丁目2よ り分断による追加
20	田能6丁目2-2	地区の追加	0	約0.05 (535)	約0.05 (535)	田能6丁目2よ り分断による追加
			約3.85 (38,552)	△約1.32 (△13,239)	約2.53 (25,313)	

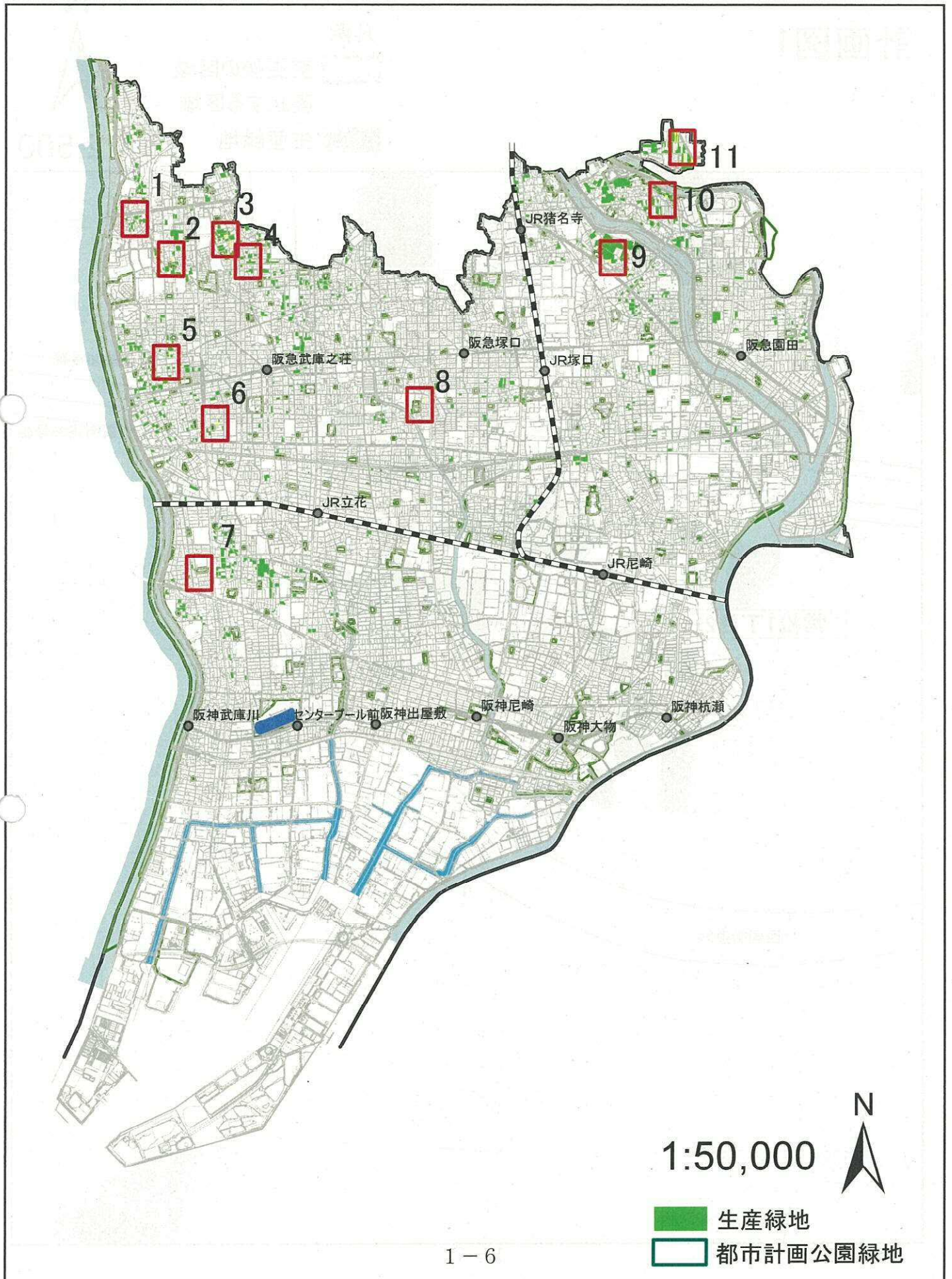
変更する地区数(13地区)・追加する地区(3地区)・廃止する地区数(4地区)

□ 総括表

	変 更 前	変 更 後
地 区 数	513 地区	512 地区
総 面 積 (B)	約 75.9 ha	約 74.6 ha
市街化区域内農地面積 (A)	※1 約 88.8 ha	※1 約 88.8ha
比 率 (B/A)	85.5 %	84.0%

※1 平成 29 年 1 月 1 日現在の面積

生産緑地地区変更位置図（平成29年度）



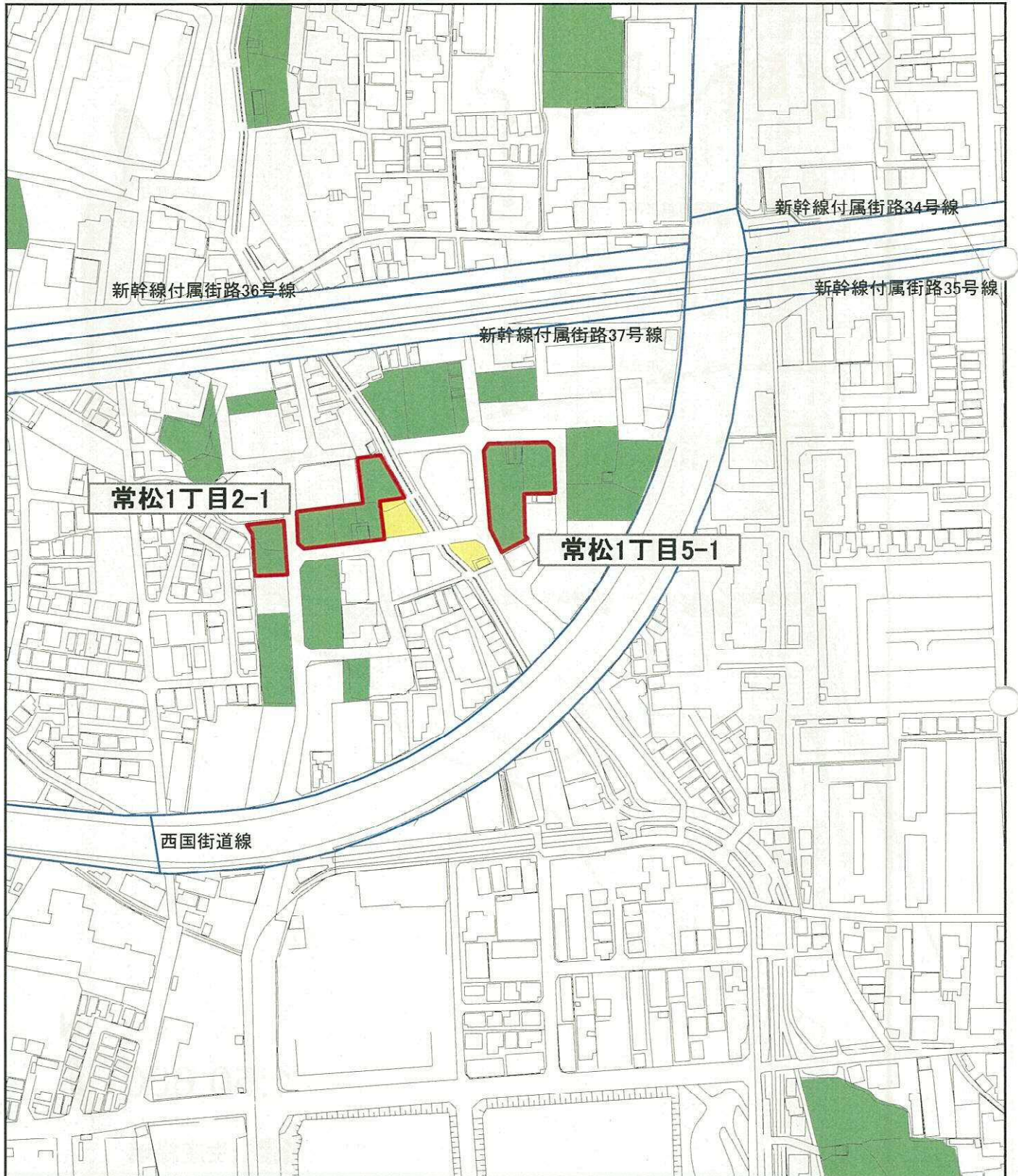
計画図1

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



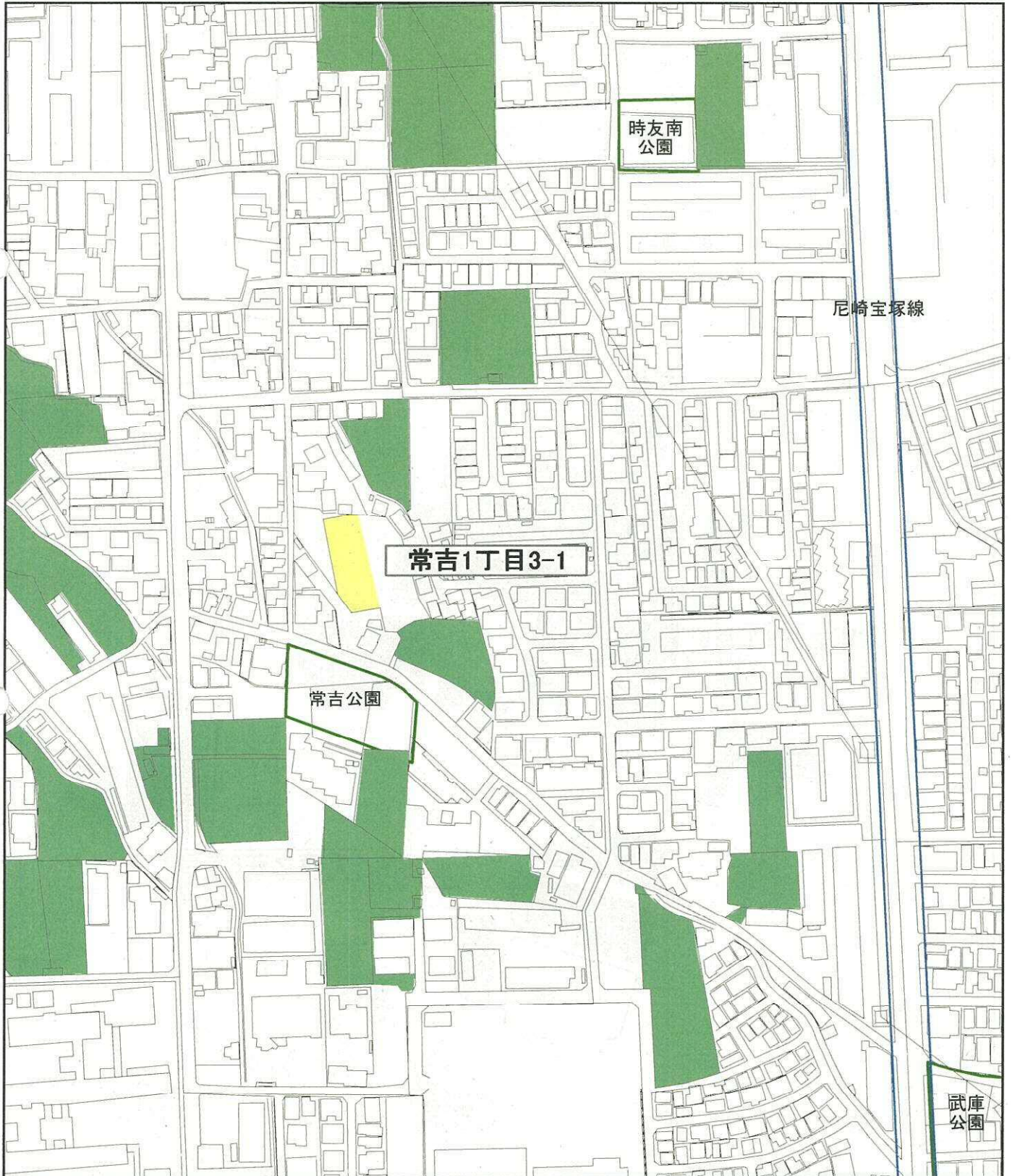
計画図2

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 生産緑地



1:2,500



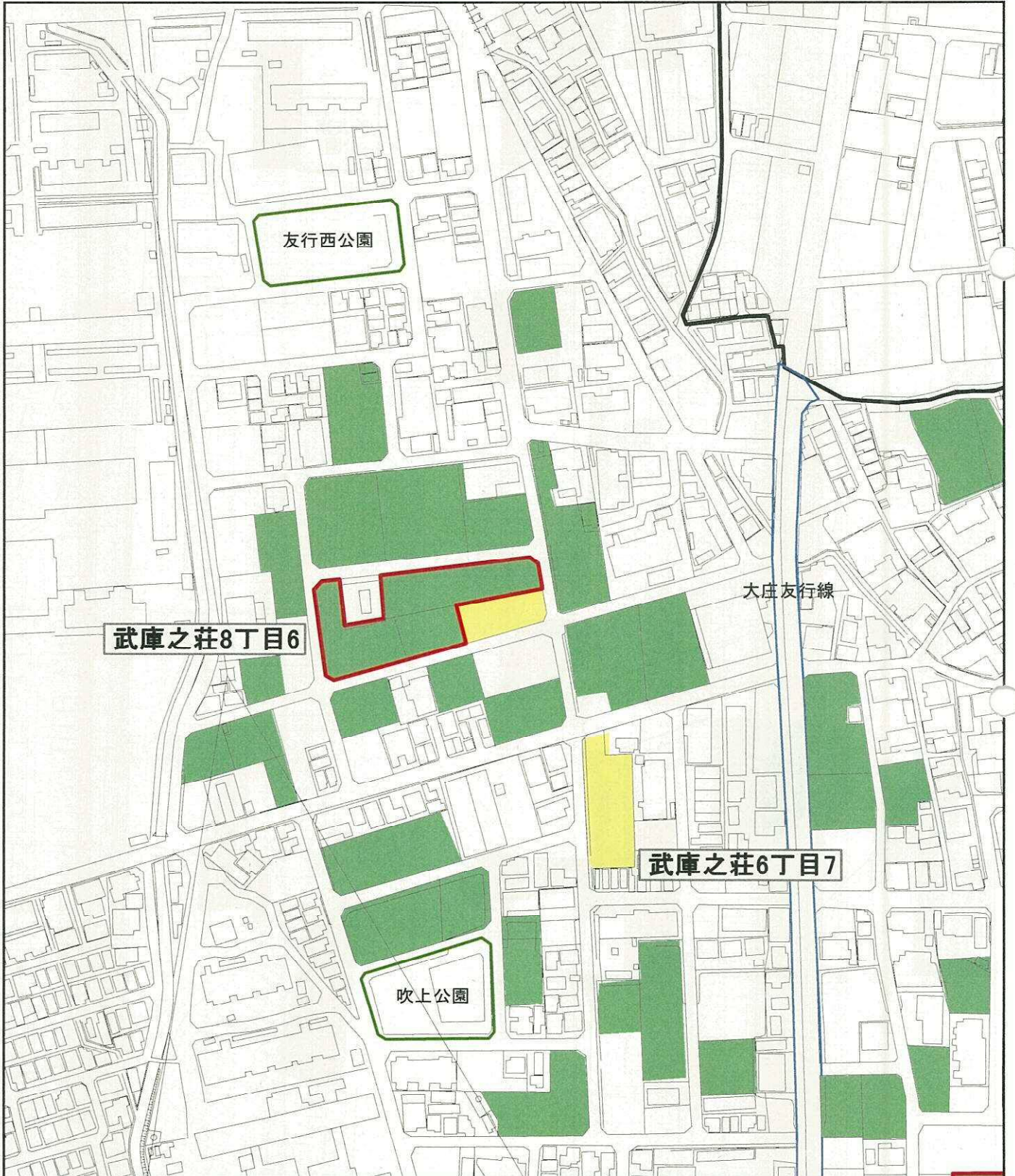
計画図3

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



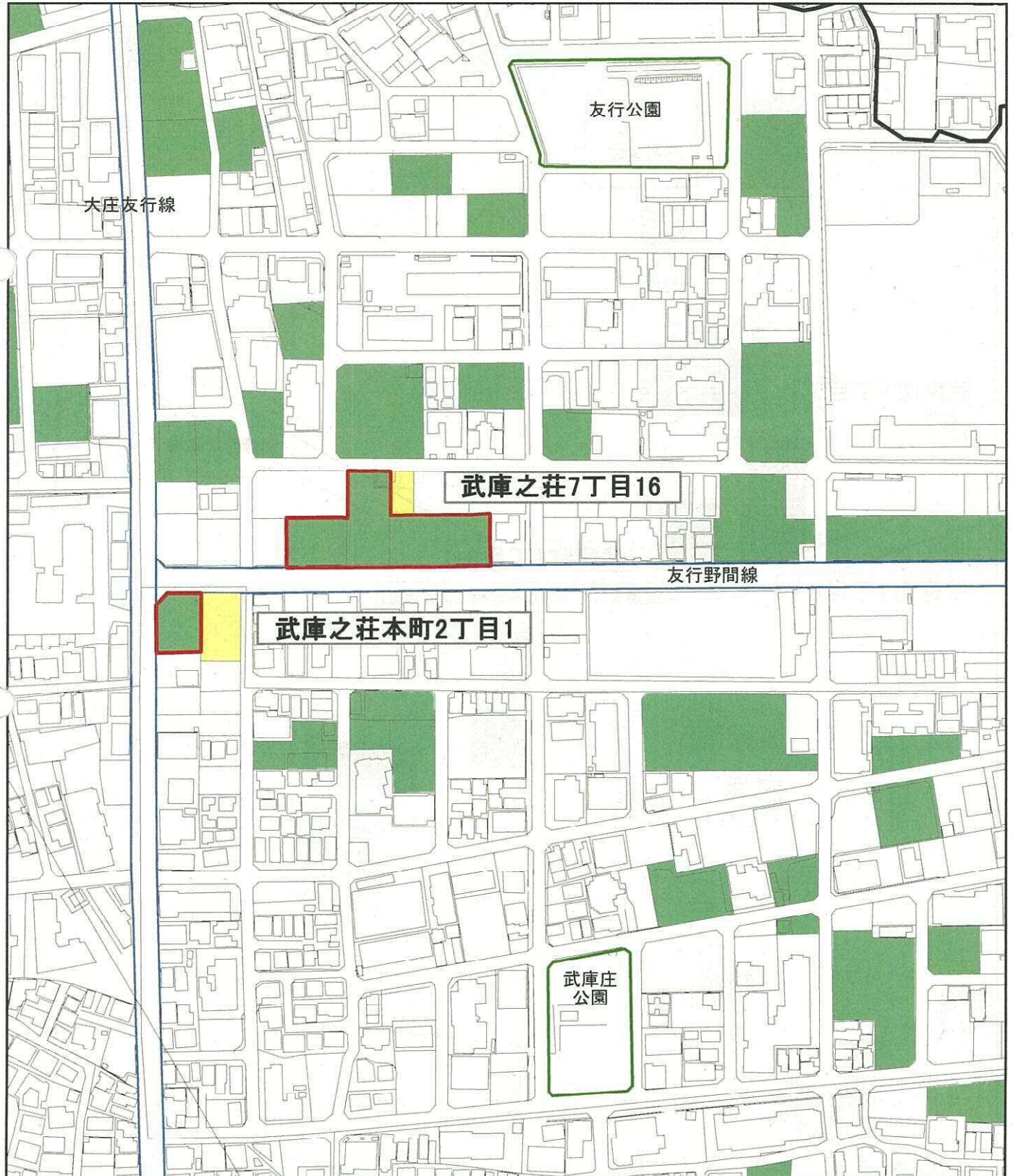
計画図4

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



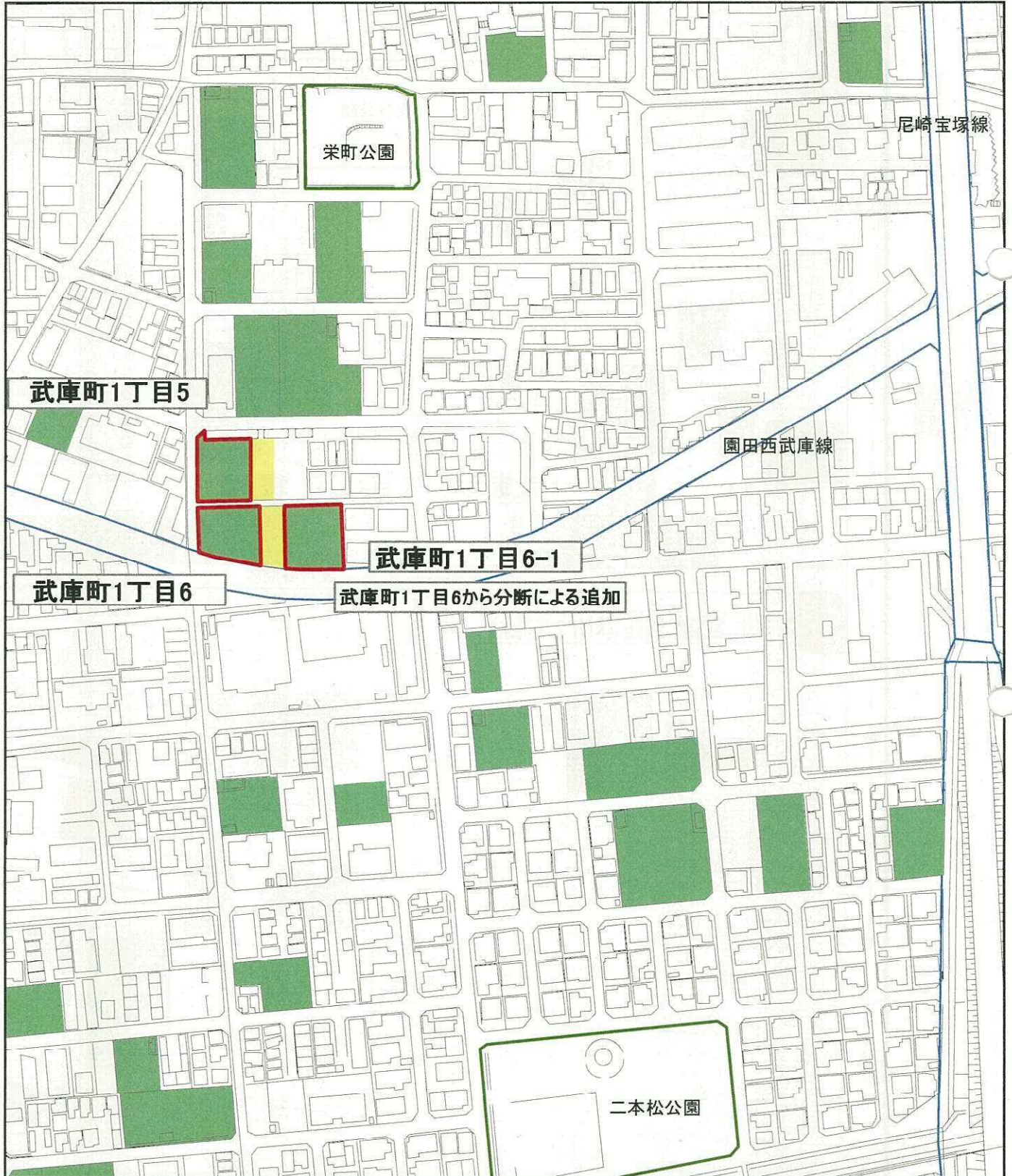
計画図5

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



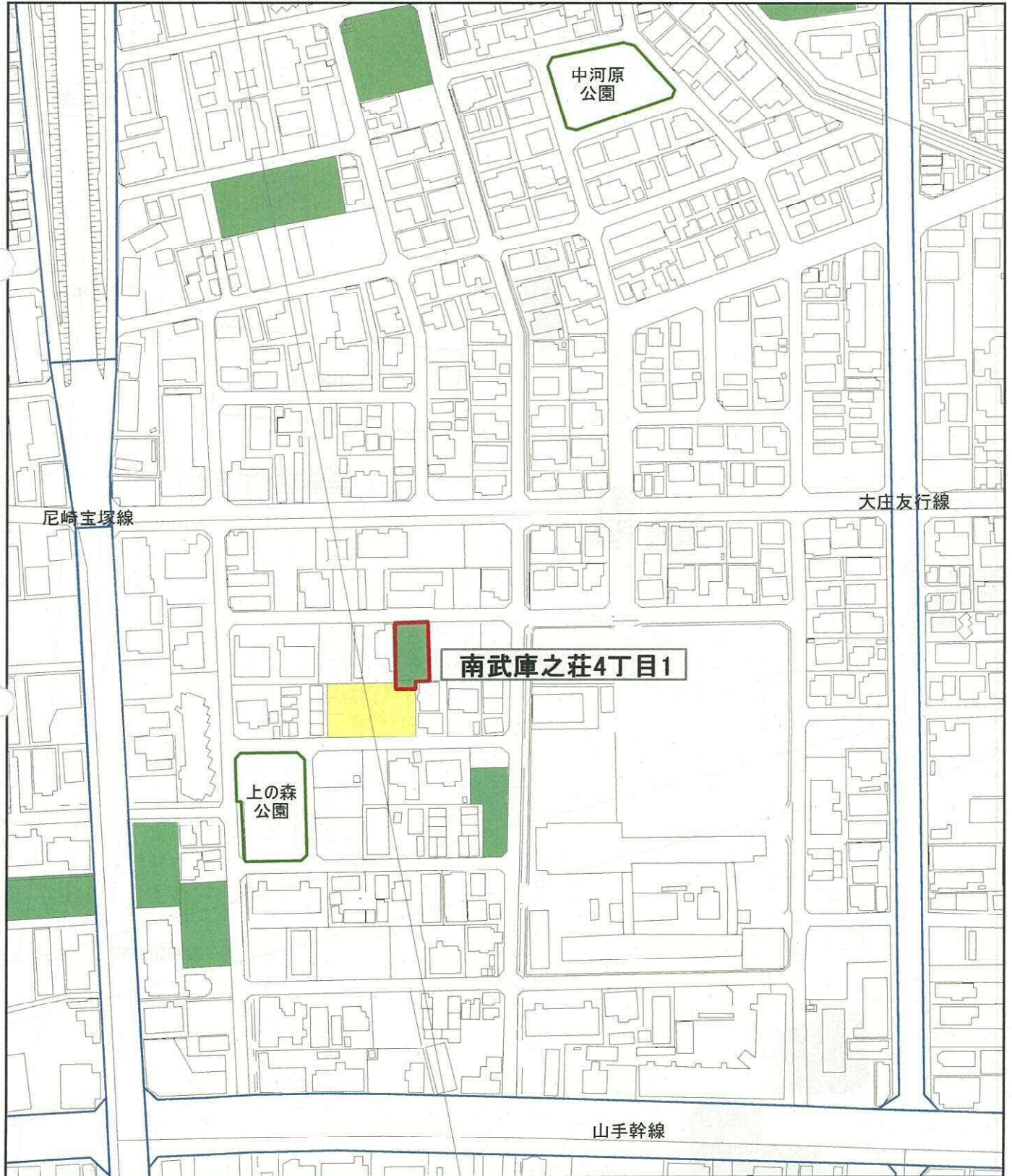
計画図6

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



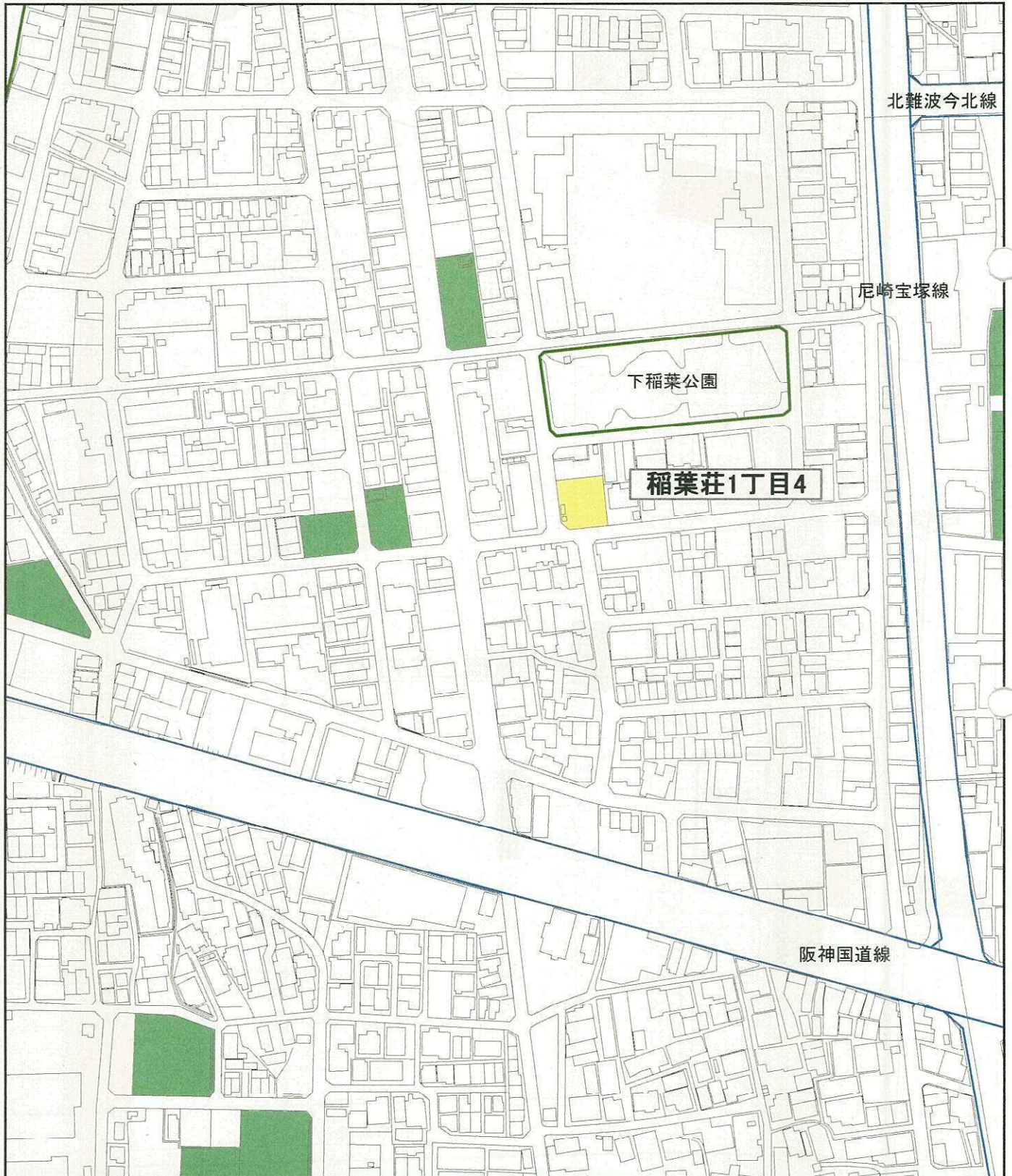
計画図7

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



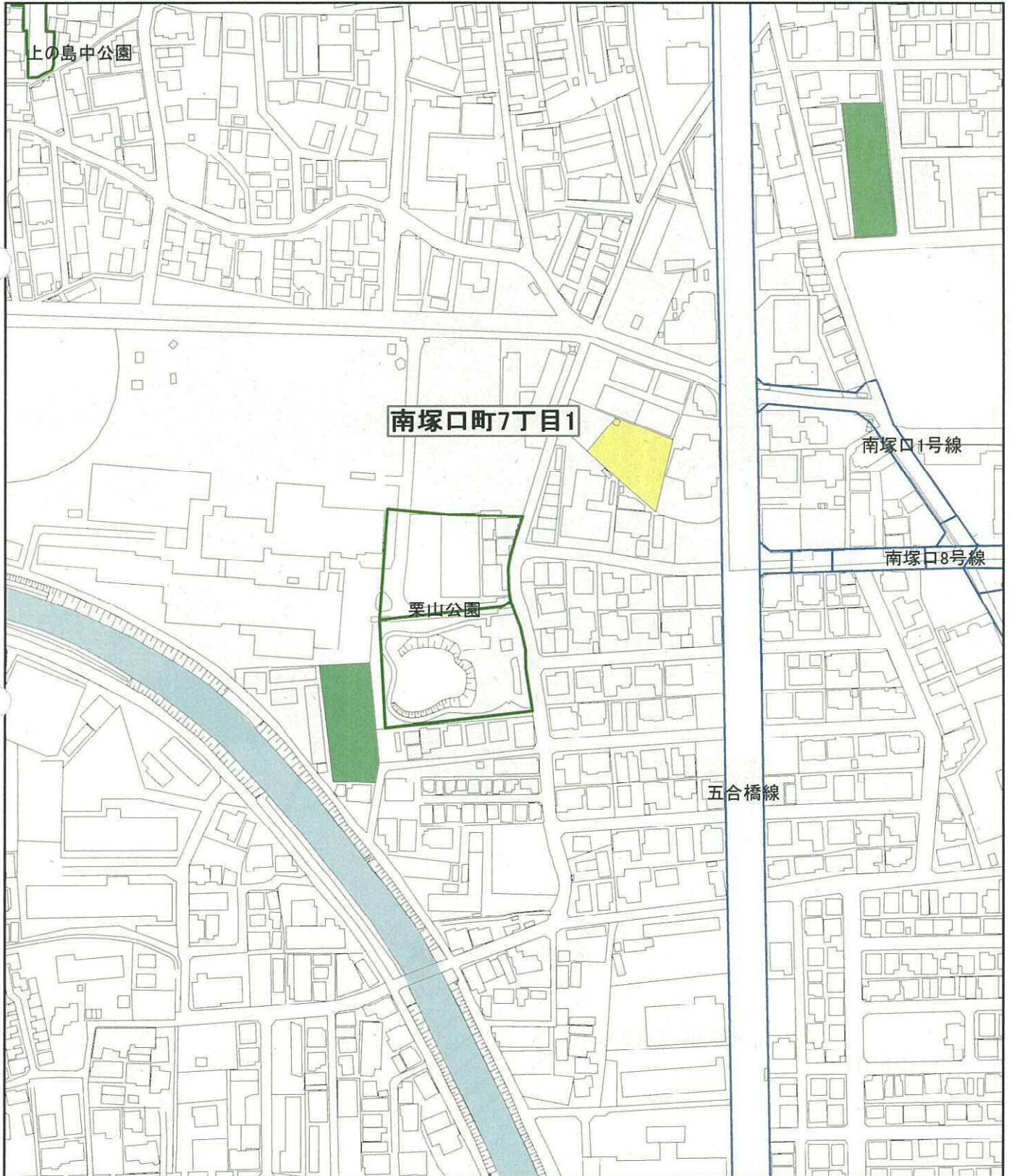
計画図8

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



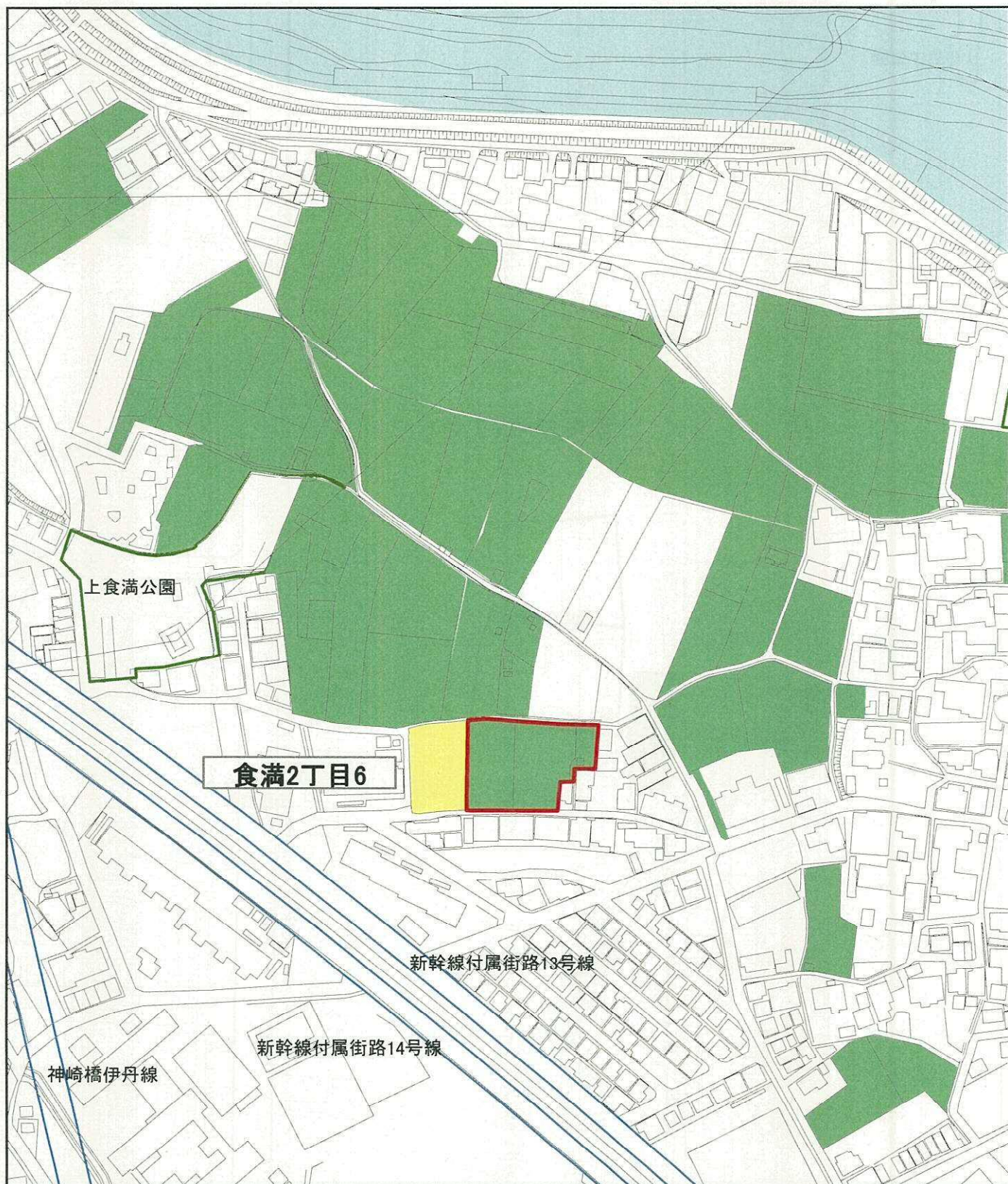
計画図9

凡例

-  変更後の区域
-  廃止する区域
-  生産緑地



1:2,500



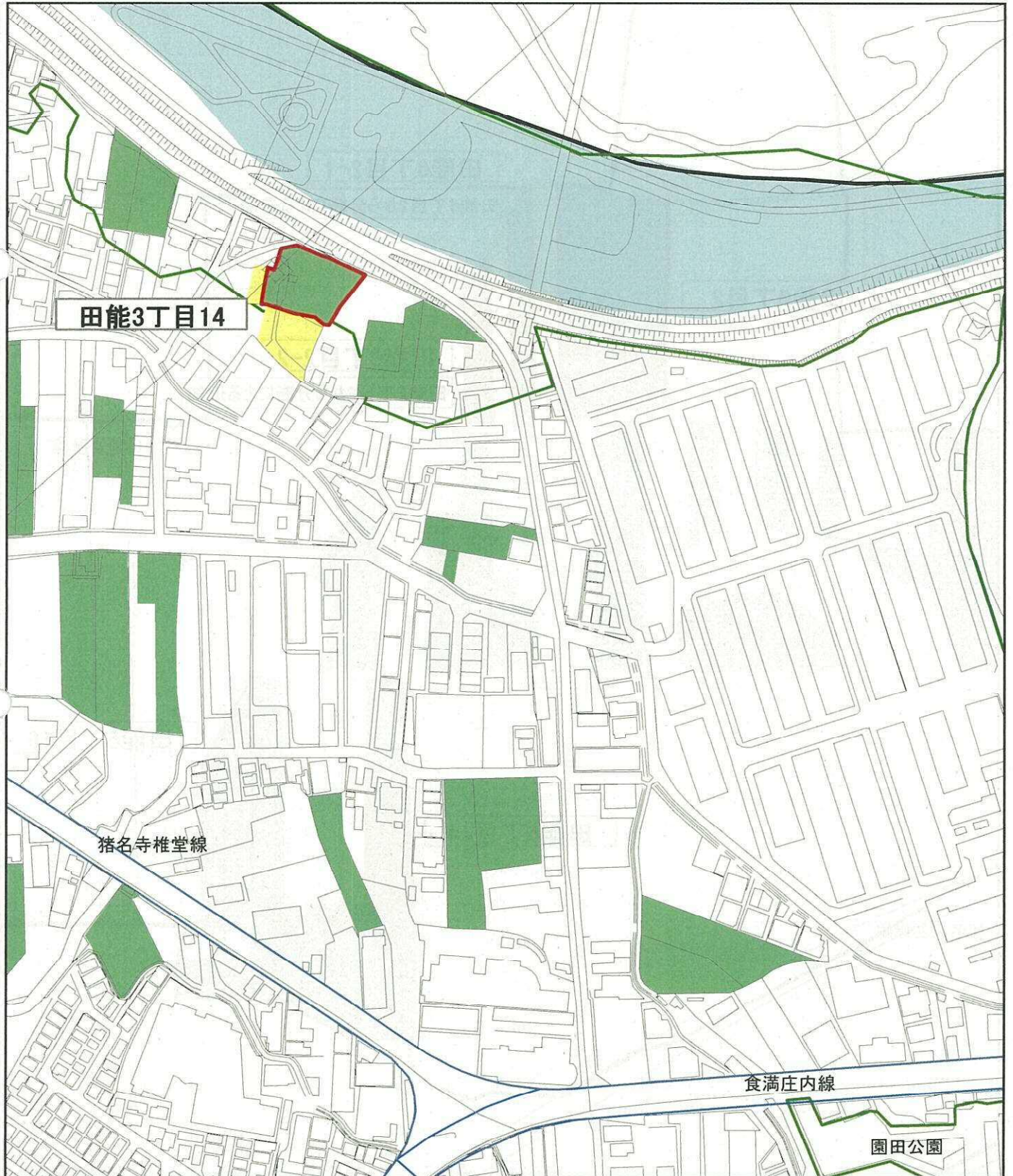
計画図10

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 生産緑地



1:2,500



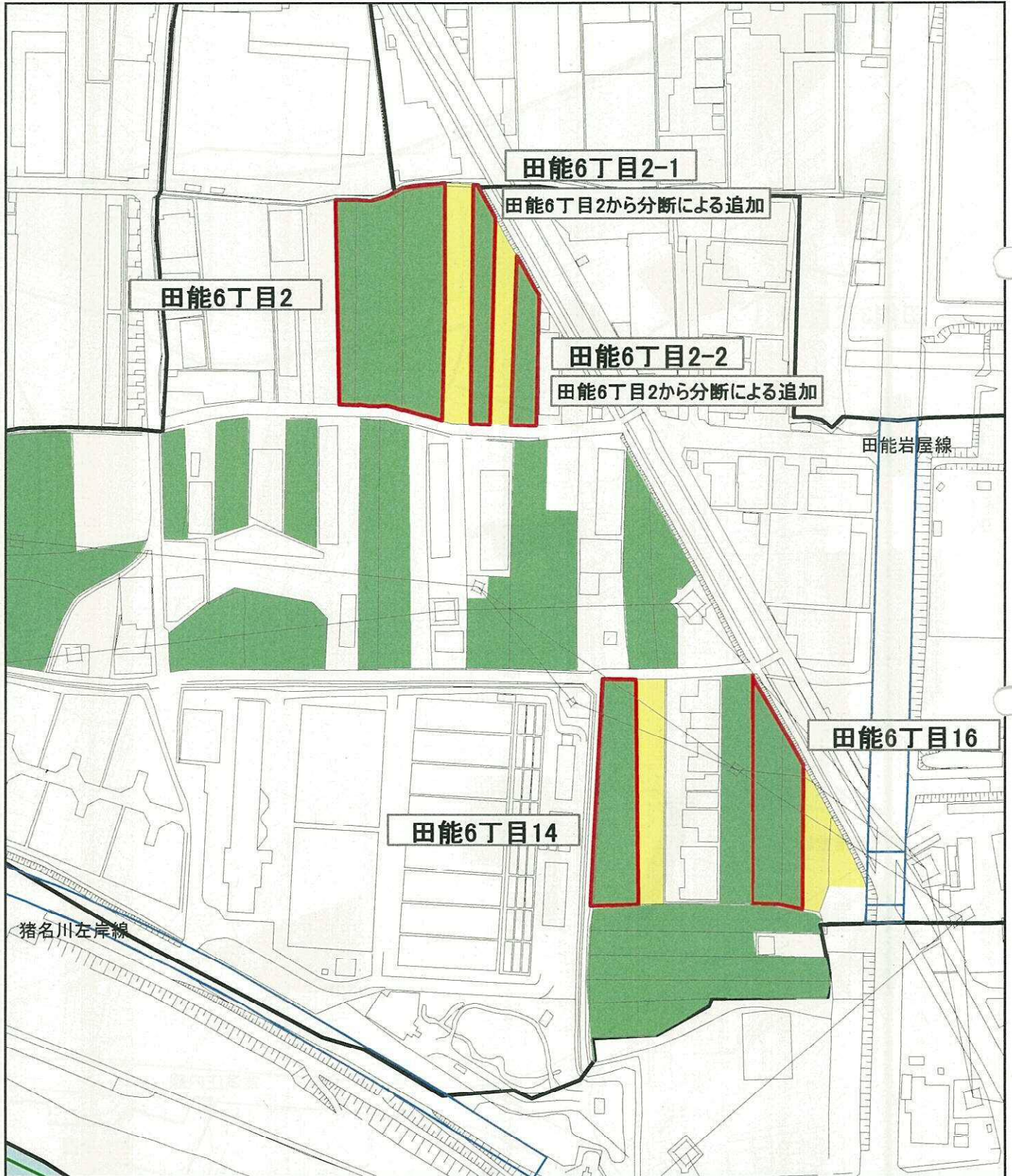
計画図11

凡例

- 変更後の区域
- 廃止する区域
- 生産緑地



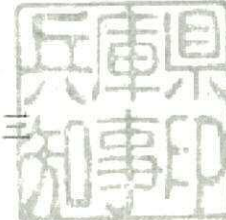
1:2,500



都計第 1264 号
平成 29 年 9 月 25 日

尼崎市長 稲村和美様

兵庫県知事 井戸敏三



阪神間都市計画生産緑地地区の変更について（回答）

平成 29 年 9 月 21 日付け尼都計第 2480 号で協議のあったこのことについては、異存ありません。

なお、当該都市計画の変更を行った場合には、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、同法第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に送付するとともに、阪神北県民局宝塚土木事務所に変更を行った旨通知願います。